

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日（水）15:00～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 復元完了報告書について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 知念 浩司

事務補助 亀里 大樹

## 令和5年第4回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和5年第4回農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中9名。出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名。出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に8番西江委員、9番玉城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。●m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m<sup>2</sup>。合計●m<sup>2</sup>。●坪。使用貸借権設定10年間。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m<sup>2</sup>。合計●m<sup>2</sup>。賃借権設定10年間。●坪。坪単価、●円。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m<sup>2</sup>。所有権移転売買。●坪。坪単価●円/坪。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩おねがいします。

議長 休憩いたします。（16：15）

議長 再開いたします。（16：17）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積、●㎡。転用面積、●㎡。転用目的、●。所有権移転売買。●坪。坪単価●円/坪。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。地積、合計●㎡。転用面積合計●㎡。転用目的、●。使用貸借権設定（永年間）●坪。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。転用目的、●。所有権移転売買、●坪。坪単価、●円。No.1 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、申請地の概ね300mに役場がある第3種農地となっており転用については適当と認める。」No.2 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、村の●に位置し、住宅地からも離れており、●しても地域の農業に影響もなく、また周辺耕作者の同意を得ている事から転用については許可相当と認める。」No.3 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し、本村農業振興地域整備計画において、農用地区域から除外された地域で、申請地の概ね300mに船舶の発着場がある第3種農地となっており転用については適当と認める。」以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。（16：24）

議長 再開いたします。（16：38）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「復元完了報告について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、復元完了報告について」。を説明します。No.1 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可の所在、●。転用目的、●。転用面積、●m<sup>2</sup>。（全面積●m<sup>2</sup>）。復元方法、整地。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩お願いします。

議長 休憩いたします。（16：40）

議長 再開いたします。（16：41）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
令和5年第4回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 16：41

署 名

会 長 玉城 增生 印

8 番 西江 正 印

9 番 玉城 正芳 印